⑼　本工事においては、資料の提出、入札等を電子入札システムにより行う。

なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

２　競争参加資格　次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

⑴　国立大学法人神戸大学契約事務取扱規程第３条及び第４条の規定に該当しない者であること。

⑵　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続き開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加資者の資格を有する者であること。

⑶　文部科学省における建築一式工事に係る一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が、900点以上であること。

⑷　平成21年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、次の基準を満たす工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の学校施設、研究施設、庁舎又は公共施設、病院施設において、延べ面積1,100㎡以上の新営工事又は全面改修工事の実績を有すること。

ただし、経常建設共同企業体にあっては、経常建設共同企業体又は構成員のうち１者が上記の施工実績を有すること。

⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を、当該工事に専任で配置できること。

①　一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、これらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

②　平成21年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した上記⑷に掲げる工事の経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）ただし、経常建設共同企業体の場合にあっては、１者の主任技術者又は監理技術者が同種工事の経験を有していればよい。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証を有する者であること。

④　経常建設共同企業体の場合の上記２⑸②ただし書きの記述に該当する者以外の者についても、上記２⑸①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

⑤　本工事において、建設業法第26条第３項ただし書の既定の適用を受ける監理技術者（以下「特定監理技術者」という。）の配置を行う際の要件については、入札説明書を参照すること。

⑹　配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することが出来る資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加出来ないことがある。

⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、当該契約担当役又は文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）（以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者すべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

⑽　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑾　本工事は、受注企業の支援を前提とした監理技術者に求める同種工事の経験の大幅な緩和を行う試行工事である。

３　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法

①　入札参加者は、「価格」、「技術提案書等」及び「企業の施工体制」をもって入札を行い、次の㋐、㋑の要件に該当する者のうち、下記⑶によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

㋑　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

②　上記①において、評価値の最も高い者が２者以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。

⑵　総合評価の方法

①　標準点を100点とする。加算点は最高32点とし、技術提案書等の内容に応じ与える。なお、「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」については、入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示した標準案により入札に参加する（技術提案を行わない）場合は、「工事全般の施工計画」に関してのみ、加算点を算出し与える。施工体制評価点は下記⑷３）の評価項目において、企業の施工体制に応じ、最高30点を与える。なお、施工体制評価点の低いものに対しては、加算点を減ずる場合がある。

②　加算点の算定方法は、入札価格が予定価格の制限の範囲内の者を対象に下記【技術提案書等】②、③の評価項目ごとに評価を行い、各評価項目の評価点数の合計を加算点として付与するものとする。なお、下記【技術提案書等】③において「不適格（欠格）」の評価を受けたものについては、入札の参加は認められない。

【技術提案書等】

①　「ワーク・ライフ・バランス等の推進」

ワーク・ライフ・バランス等の取り組みに対する認定状況について評価する。

②　「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者で、提案の内容により、評価項目毎に優／良＋／良／良－／可で評価する。

③　「工事全般の施工計画」に関しては、予定価格の制限の範囲内の入札参加者で、提案の内容により、優／良＋／良／良－／可／不適切（欠格）で評価する。「不適切（欠格）」の評価を受けた者については、入札の参加は認められない。

【施工体制】

㋑　品質確保の実効性

工事の品質確保のため適切な施工体制が確保されているかを優／良／可の３段階で評価する。

㋺　施工体制確保の確実性

人材や資材等必要な施工体制が確保されているかを優／良／可の３段階で評価する。

⑶　価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。

⑷　評価項目　本工事における「上記⑵【技術提案書等】②、③」については、以下の項目について評価する。

１）ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画に関する事項

【総合的なコスト　ライフサイクルコスト】

①　建物の長寿命化、省エネルギー等の観点から、ライフサイクルコスト低減に資する提案について

本工事建物は、長期に渡り教育研究活動を行う施設であり、施設の経年劣化による修繕費の抑制、及びエネルギー使用量の抑制が必要である。

このことから、建物の長寿命化及びライフサイクルコスト低減に資する提案を求める。

なお、標準案は別紙図面及び公共建築工事標準仕様書（統一基準）（建築工事編）（令和４年度版）によるものをいう。

【総合的なコスト　その他】

②　工事における建設コスト低減、工期の短縮を勘案した工法・材料の提案について